保護者 様

板橋区教育委員会

板橋区就学援助制度の特例判定のお知らせ(小学校入学前用)

この特例は、令和6年6月までの判定に適用されます。

板橋区では、お子さんが学校で楽しく過ごすことができるよう、経済的にお困りのご家 庭に対して、学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

申請したが認められなかった方でも、令和5年中の所得が激減した特別のご事情がある方については、特例判定により、下記の条件に該当すれば、認定することができます。

1 特例判定が可能な対象者(令和5年中の所得が激減した特段のご事情がある方)

- (1)経営している会社が倒産した方
- (2) 会社都合による退職・解雇された方
- (3) 病気又は怪我で働けなくなった方

2 所得基準額

上記 (1) ~ (3) の方については、令和5年の世帯の所得合計(令和5年1月から令和5年12月まで)が、所得基準額未満であることが条件となります。ただし、不動産の売却等による一時的な所得は判定から除きます。

なお、所得は、年間収入金額とは異なりますので、ご注意願います。ご家族の人数と年齢等により所得基準額が異なりますので、下表は目安と考えてください。

所得基準額(目安)

世帯員	家族構成例	所得基準額
2 人	親1人、子1人	約263万円
3 人	両親、子1人	約334万円
4 人	両親、子2人	約389万円
5 人	両親、子3人	約459万円
6人	両親、子4人	約487万円

必要書類

◇ 必ず提出していただく書類

ア 申立書

- ・区ホームページ(『就学援助(小学校入学準備金の入学前支給について)』) からダ ウンロード
- ・学務課学事係(板橋区役所北館6階14番窓口)に置いてあります。
- ※特例判定を希望するお子様1人につき1枚提出してください。
- イ 令和5年の世帯の所得合計(令和5年1月から令和5年12月まで)がわかる書類
 - ・(給与所得のみの方) 源泉徴収票、確定申告書の控え
 - ※表面1の対象者以外にも所得がある世帯員の書類提出が必要です
 - ※失業手当・傷病手当・育児休業手当も判定に含みます
- ◇ 対象者(表面1)のうち(1)~(3)に該当する方が必要な書類
 - (1)~(3)にあてはまる事情に応じて、下記のいずれかの書類が必要です。
 - ・事業廃止証明書等の退職、倒産の事実がわかる書類
 - ・会社都合による退職がわかる書類
 - ・診断書等休職の事実がわかる書類

※失業手当・傷病手当・育児休業手当も判定に含みますので、受給関係書類の提出 もお願いいたします。

申立期間

郵送:<u>令和6年4月18日(木曜日)消印有効</u> 窓口:令和6年4月19日(金曜日)17時まで

申立書等の提出先

·学務課学事係(板橋区役所北館6階14番窓口、郵送可能)

担当 板橋区教育委員会事務局学務課学事係 〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 板橋区役所 6 階 電話 03-3579-2611 FAX 03-3579-4214 メールアドレス k-gakuji@city.itabashi.tokyo.jp